

千早小学校・千早西小学校通学区域協議会会則

(目的)

第1条 この会則は、千早小学校及び千早西小学校において、適正な教育環境を確保することを目的とした協議を行うために設置する協議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この会の名称は、千早小学校・千早西小学校通学区域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(所管事項)

第3条 協議会は、第1条の目的達成のため次の事項を行う。

- (1) 千早小学校及び千早西小学校において、適正な教育環境を確保するための通学区域の変更等に関すること。
- (2) (1)についての意見集約に関すること。

(協議会の構成)

第4条 協議会は別表のとおり組織する。

2 協議会は、必要があると認めたときは、前項に掲げる委員以外の者を委員として加えることができる。

(役員)

第5条 協議会に委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長は会務を統括し、必要に応じて協議会を招集する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、原則公開とする。

2 会議の傍聴に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は教育委員会教育環境部学校計画課に置く。

(解散)

第8条 この協議会は、協議会の目的を達成した時点で解散するものとする。

(雑則)

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和6年1月22日から施行する。

この会則は、令和6年4月17日から施行する。

別表 協議会組織

組織	氏名	役職
千早校区自治協議会	村上 肇	会長
	永嶋 洋政	副会長
	梅田 隆生	
	日野 八千代	
	高倉 治雄	
	近藤 隆太郎	
千早西校区自治協議会	太田 紘一	会長
	園田 秀司	副会長
	原田 紘二	
千早小学校P T A	八島 明子	会長
	藤崎 和子	副会長
	大嶋 葉子	副会長
	能登原 由紀子	
	齊藤 健治	
	由村 良恵	
千早西小学校P T A	古谷 伸	会長
	池田 亜紀	副会長
	吉浦 未貴	副会長
千早公民館	稻吉 豊秋	館長
千早西公民館	塩見 昭彦	館長
千早小学校	西村 綾子	校長
千早西小学校	山口 猛虎	校長
福岡市教育委員会学校計画課	横山 昇	課長